

みんなでささえる 国保会計



～セルフメディケーションとOTC医薬品の普及について～

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。特定健診などで自分の身体の状態を定期的に把握することや、軽い体調不良には市販薬（OTC医薬品）を活用して自分自身の健康維持や病気の予防・治療にあたることもセルフメディケーションのひとつです。

～セルフメディケーション税制について～

健康の維持増進および疾病の予防として一定の取組（※1）を行っている方が、スイッチOTC医薬品（※2）を年間12,000円以上購入した場合に、セルフメディケーション税制の適用が受けられます。薬局やドラッグストアなどで購入したスイッチOTC医薬品の領収書には、星印（★など）と説明文が印字されています。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例で、通常の医療費控除との選択適用となります。いずれか一方の適用しか受けられず、適用後は変更できませんので、ご注意ください。

※1「一定の取組」とは、特定健診などの健康診査・がん検診などの受診、インフルエンザワクチンの接種など

※2「スイッチOTC医薬品」とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局やドラッグストアなどで処方箋なしで購入できる市販薬（OTC医薬品）に転用された医薬品

～11月・12月診療分の医療費控除について～

所得税や町県民税の申告で、医療費控除の適用を受ける場合に、必要な提出書類の簡略化が図られています。これにより「医療費通知」を申告書に添付すると、「医療費控除の明細書」の記載が不要となります。しかし、申告開始前に届く「医療費通知」には10月の医療費までしか記載されていないので、11月・12月の医療費については、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を別途記入する必要があります。

10月診療分までの「医療費通知」と、11月・12月診療分の「医療費控除の明細書」で医療費控除が受けられますが、医療費控除は、前年1月から12月までに実際に支払った医療費に限られますので、医療費通知と領収書の金額が異なる場合は、医療費通知の記載を訂正して申告してください。

また、マイナンバーカードに保険証を紐づけしている方は、マイナポータルで情報連携することで医療費控除の手続きが可能です。

～繰り返し使える「リフィル処方せん」について～

リフィル処方せんとは、一定期間・最大3回までであれば診察を受けなくても薬を受け取ることができる処方せんのことで、病状が安定し、通院を控えても大丈夫と医師が判断した場合に発行されます。高血圧や糖尿病、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎など長期にわたり同じ薬を服用されている方を対象とし、投薬量に制限のある医薬品（新薬、向精神薬など）や湿布薬はリフィル処方せんを発行できません。

【リフィル処方せんのメリット】

- 有効期間中は再診を受けずに薬を受け取れるため、通院にかかる時間や身体的負担のほか、医療費や交通費などの経済的負担も軽減できる
- 感染症の流行期でも通院することなく薬を受け取れるため、感染のリスクを軽減できる

リフィル処方せんを希望する場合は主治医にご相談ください。リフィル処方せんは主に症状が安定している慢性疾患の方を対象にしており、病状や服用する医薬品の種類によってリフィル処方せんを発行できない場合があります。

○お問い合わせ

セルフメディケーション税制・医療費控除について
リフィル処方せんについて

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
本庁 住民課 国保係 ☎43-2800